

**令和 7 年度
血圧計導入促進助成事業
(全ト協申請受付事務取扱)
のご案内**

公益社団法人奈良県トラック協会

1. 事業趣旨

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入を公益社団法人奈良県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

2. 助成対象者

事業者のうち、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が 3 0 0 人以下の会社及び個人

3. 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 3 0 日までとする。

※上記期間内であっても、予算に達した時点で、申請受け付けを終了する。

4. 助成対象血圧計

助成対象とする機器は、全ト協が別に定める全自動血圧計（業務用）とする。

5. 導入方法

事業者が機器を実施期間内に買取り（一括・割賦）、事業所に新たに設置した場合に対象となる。（リース、中古品の購入は対象外）

6. 助成額

機器 1 台につき取得価格（消費税を除く）の 1 / 2（上限 5 万円）とする。

なお、取得価格は機器本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

国や他の団体等から補助金が交付された場合は、全ト協から助成金を交付しない。

7. 助成金の申請

助成金の交付を受けようとする事業者は、「血圧計導入促進助成金（全ト協）交付申請書【事業者→地方ト協】」に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、地方ト協に提出しなければならない。

8. 助成金の交付

地方ト協は、事業者から申請があった場合には、その内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、全ト協に報告及び助成金の請求をする。

地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者へ交付する。

9. 助成金の返還

全ト協は、次のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) 全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

なお、返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10. 機器の処分制限

事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

なお、地方ト協は、処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

11. その他

助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

地方ト協の入会金及び初回会費を未納入または、地方ト協会費規程第5条に規定する会費の滞納がある事業者は本助成金の申請をすることができない。

以上